

「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン」新旧対照表

改正案	現 行
<p>はじめに</p> <p>我が国に未曾有の被害をもたらした東日本大震災(平成 23 年3月 11 日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害その他これに関連する災害をいう。以下同様とする。)以降も、地震や暴風、豪雨等による様々な自然災害が発生している。将来的にも、このような自然災害の影響によって、住宅ローン等を借りている個人や事業性ローン等を借りている個人事業主が、これらの既往債務の負担を抱えたままでは、再スタートに向けて困難に直面する等の問題が起きることが考えられる。</p> <p>(中略)</p> <p>このような状況の中、金融機関等が、個人である債務者に対して、破産手続等の法的倒産手続によらず、特定調停手続を活用した債務整理により債務免除を行うことによって、債務者の自助努力による生活や事業の再建を支援するため、債務整理を行う場合の指針となるガイドラインを取りまとめることを目標として、平成 27 年9月「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン研究会」が発足した。</p> <p>1. 目的</p> <p>本ガイドラインは、東日本大震災又は本研究会の設置(平成 27 年9月 2日)後に災害救助法(昭和 22 年法律第 118 号)の適用を受けた自然災害(以下、特段の断りがない限り、総称して「災害」という。)の影響を受けたことによって、住宅ローン、住宅のリフォームローンや事業性ローン等の既往債務を弁済できなくなった個人の債務者であって、破産手続等の法的倒産手続の要件に該当することになった債務者について、このような法的倒産手続によらずに、債権者(主として金融債務に係る債権者)と</p>	<p>はじめに</p> <p>我が国に未曾有の被害をもたらした東日本大震災以降も、地震や暴風、豪雨等による様々な自然災害が発生している。将来的にも、このような自然災害の影響によって、住宅ローン等を借りている個人や事業性ローン等を借りている個人事業主が、これらの既往債務の負担を抱えたままでは、再スタートに向けて困難に直面する等の問題が起きることが考えられる。</p> <p>(中略)</p> <p>このような状況の中、金融機関等が、個人である債務者に対して、破産手続等の法的倒産手続によらず、特定調停手続を活用した債務整理により債務免除を行うことによって、債務者の自助努力による生活や事業の再建を支援するため、債務整理を行う場合の指針となるガイドラインを取りまとめることを目標として、本年9月「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン研究会」が発足した。</p> <p>1. 目的</p> <p>本ガイドラインは、本研究会の設置(本年9月2日)後に災害救助法(昭和 22 年法律第 118 号)の適用を受けた自然災害(以下、特段の断りがない限り、「災害」という。)の影響を受けたことによって、住宅ローン、住宅のリフォームローンや事業性ローン等の既往債務を弁済できなくなった個人の債務者であって、破産手続等の法的倒産手続の要件に該当することになった債務者について、このような法的倒産手続によらずに、債権者(主として金融債務に係る債権者)と債務者の合意に基づき、債務の全部又は</p>

「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン」新旧対照表

改正案	現 行										
<p>債務者の合意に基づき、債務の全部又は一部を減免すること等を内容とする債務整理を公正かつ迅速に行うための準則を定めることにより、債務者の債務整理を円滑に進め、もって、債務者の自助努力による生活や事業の再建を支援し、ひいては被災地の復興・再活性化に資することを目的とする。</p> <p>10. その他</p> <p>(5) 本ガイドラインの改訂は、本研究会が平成 27 年 12 月に設置した「自然災害債務整理ガイドライン運用等検討小委員会」の発案を受けて、本研究会が行う(ただし、本研究会が委任した一定の事項については同小委員会において行うこともできる。)</p> <p style="text-align: center;">附則</p> <p>(施行期日) 令和2年 10 月 30 日付の改正は、令和3年4月1日から施行する。</p> <p style="text-align: right;">(以上)</p> <p>改正履歴</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年月</th> <th>改正内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成 31 年 4 月</td> <td>一般社団法人自然災害被災者債務整理ガイドライン運営機関と一般社団法人個人版私的整理ガイドライン運営委員会との合併に伴う所要の改正。</td> </tr> <tr> <td>令和2年 10 月</td> <td>前文及び第 1 項の改正 (適用対象災害に東日本大震災を追加)</td> </tr> </tbody> </table>	年月	改正内容	平成 31 年 4 月	一般社団法人自然災害被災者債務整理ガイドライン運営機関と一般社団法人個人版私的整理ガイドライン運営委員会との合併に伴う所要の改正。	令和2年 10 月	前文及び第 1 項の改正 (適用対象災害に東日本大震災を追加)	<p>一部を減免すること等を内容とする債務整理を公正かつ迅速に行うための準則を定めることにより、債務者の債務整理を円滑に進め、もって、債務者の自助努力による生活や事業の再建を支援し、ひいては被災地の復興・再活性化に資することを目的とする。</p> <p>10. その他</p> <p>(5) 本ガイドラインの改訂は、本研究会が本年 12 月に設置した「自然災害債務整理ガイドライン運用等検討小委員会」の発案を受けて、本研究会が行う(ただし、本研究会が委任した一定の事項については同小委員会において行うこともできる。)</p> <p style="text-align: right;">(以上)</p> <p>改正履歴</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年月</th> <th>改正内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成 31 年 4 月</td> <td>一般社団法人自然災害被災者債務整理ガイドライン運営機関と一般社団法人個人版私的整理ガイドライン運営委員会との合併に伴う所要の改正。</td> </tr> </tbody> </table>	年月	改正内容	平成 31 年 4 月	一般社団法人自然災害被災者債務整理ガイドライン運営機関と一般社団法人個人版私的整理ガイドライン運営委員会との合併に伴う所要の改正。
年月	改正内容										
平成 31 年 4 月	一般社団法人自然災害被災者債務整理ガイドライン運営機関と一般社団法人個人版私的整理ガイドライン運営委員会との合併に伴う所要の改正。										
令和2年 10 月	前文及び第 1 項の改正 (適用対象災害に東日本大震災を追加)										
年月	改正内容										
平成 31 年 4 月	一般社団法人自然災害被災者債務整理ガイドライン運営機関と一般社団法人個人版私的整理ガイドライン運営委員会との合併に伴う所要の改正。										